

庄内観光コンベンション協会 規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、庄内観光コンベンション協会（以下「協会」）という。

(事務所)

第2条 協会は、事務所を三川町大字横山字袖東19-1に置く。

(目的)

第3条 協会は、庄内地域での観光及びコンベンションの振興を図ることにより、交流人口の増加、地域の活性化及び国際相互理解の増進に資することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 庄内地域の総合的PR及び情報の発信
- (2) 観光宣伝の実施及び受入対策の樹立と推進
- (3) コンベンションの企画、誘致、開催支援及び広報
- (4) 基礎資料の収集、調査及び条件整備
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員)

第5条 協会は、第3条の目的に賛同する次の会員をもって組織する。

- (1) 第1種会員 個人又は法人並びに団体であつて会費（1口1万円で2口以上）を納入する者
- (2) 第2種会員 山形県及び関係市町村であつて負担金を納入する者

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 会員は、会費又は負担金を納めなければならない。

- 2 会費又は負担金の額は、総会で定める。
- 3 既納の会費はいかなる事由があつても返還しない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

第3章 役員及び職員

(役員)

第9条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事（会長、副会長、専務理事を含む。）
10名以上15名以内
- (5) 監事 2名

(役員の選任等)

第10条 理事及び監事は、総会で選任し、会長、副会長、及び専務理事は理事の互選により定める。

- 2 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第11条 会長は、協会を代表し、協会の業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を総括するとともに、会長及び副会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を処理する。
- 4 理事は、理事会を組織し、協会の業務を執行する。
- 5 監事は、協会の会計及び業務を監査し、総会において報告する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は3年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員が任期途中で退任した場合、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(事務局)

第13条 協会の事務を処理するため、事務局を設ける。

- 2 事務局の職員は会長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(顧問及び参与)

第14条 協会は顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は会長が委嘱する。

第4章 会議

(総会の構成)

第15条 総会は会員をもって組織する。

(総会の招集)

第16条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3月以内に会長が召集する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めるときに、会長が召集する。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の議決事項)

第18条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約の制定又は改廃
- (2) 理事及び監事の選任
- (3) 事業計画及び收支予算に関する事項
- (4) 事業報告及び収支決算の承認に関する事項
- (5) 会費及び負担金に関する事項
- (6) その他協会の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員現在数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の表決)

第20条 総会の議決はこの規約に特別の定めがある場合を除き、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(総会の書面表決等)

第21条 やむを得ない事由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって、又は他の会員に委任して表決することができる。

2 前2条の規定の適用については、前項の規定により書面をもって表決し、又は表決を委任した会員は、当該総会に出席したものとみなす。

(理事会の招集)

第22条 理事会は、会長が招集する。

(理事会の議決事項)

第23条 理事会は、この規約に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に附議する事項及び総会から附託された事項

(2) 総会の権限に属する緊急事項

(3) 規程の制定改廃

(4) その他必要な事項

2 前項第2号の規定に基づいて決定した事項は、次期総会において承認を求めるべからなり。

(理事会の議長)

第24条 理事会の議長は、会長があたる。

(理事会の定足数)

第25条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(準用)

第26条 第20条の規定は、理事会について準用する。この場合において、規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

(議事録)

第27条 総会及び理事会においては、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、保存しなければならない。

(委員会等)

第28条 協会に、第4条に定める事業を遂行するため、理事会の議決を経て委員会等を置くことができる。

2 委員会等に関する規程は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第5章 会計

(会費等)

第29条 協会の会計は、会費・負担金・補助金及びその他の収入をもってあてる。

(事業計画及び収支予算)

第30条 協会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、理事会の議決を経て毎年度の通常総会において議決する。

2 前項にかかわらず、通常総会までの間に当該年度において必要な予算は、会長の専決により執行することができる。

3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した収支予算による収入及び支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第31条 協会の事業報告及び収支決算は、会長が作成し、監事の監査を経て理事会及び総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第32条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第6章 規約の変更

(規約の変更)

第33条 この規約は、総会において、出席会員数の4分の3以上の議決を経なければ変更することはできない。

第7章 補則

(委任)

第34条 この規約の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

2 協会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第18条及び第30条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 この規約は、平成13年5月22日から施行する。

4 この規約は、平成14年5月17日から施行する。

5 この規約は、令和元年5月28日から施行する。